

# 浄心中学校生徒会会則

## 第1章 総 則

第1条 この会は、名古屋市立浄心中学校生徒会と称する。

第2条 この会は、学校並びに地域社会と協力して、浄心中学校の発展を図り、学校行事に生徒が進んで参加するのを目的とする。

第3条 この会の会員は浄心中学校の生徒である。

第4条 この会は、4月から9月までを前期、10月から3月までを後期と称して、年度を2期に分けて運営される。

## 第2章 会員の権利と義務

第5条 会員は、役員を選挙したり役員に選挙されたり、役員をやめさせる権利をもつ。

第6条 会員は、会則及びこれに基づくいろいろなきまりや生徒会の決定に従わなければならない。

第7条 会員は、生徒会活動全般について、自由に意見を述べることができる。

## 第3章 議員及び議会

第8条 議会は、執行部と議員で構成する。会長が必要に応じて、各専門委員会委員の参加を依頼する。

第9条 議員は、それぞれの学級から男女各1名選ばれる。

第10条 議員の任期は1期間とする。しかし再選をさまたげない。

第11条 議会は、生徒会の目的を果たすに必要な事項を審議し決議する。決議事項は、職員会議の決議を経て校長の承認を得、実行に移される。

第12条 議会は会長の召集により原則として毎月1回以上開かれ、議員の3分の2以上の出席で成立する。

第13条 全議員の3分の1以上の要求があった時は、会長は議会を召集しなければならない。

第14条 議会での決議は出席議員の過半数で成立する。

## 第4章 役員及び執行部会

第15条 執行部会は、会長1名、庶務5名で構成する。

会長は、必要に応じて、各専門委員会委員長、学年代表、生徒会議長の参加を依頼する。執行部会は、議会の決議に基づき、生徒会を活発円滑に運営するためにおかれ、必要に応じて開く。

第16条 会長は生徒会を代表し、集会・その他生徒会諸行事及びその計画について責任をもつ。

第17条 庶務は、会長を補佐し、会長が不在の場合はその仕事を代行する。また、会則のきまりの修正・役員名簿・議会や全員総会の議事録及び通信文等の正確な記録保管をする。さらに、各種の募金活動その他の事務全般を行う。

第18条 役員は立候補者の中から、全会員の直接無記名投票により、選出する。選挙のきまりは別に定める。

第19条 役員の任期は1期間とする。しかし再選を妨げない。

第20条 執行部会は必要に応じて専門委員会・室長会を召集し、意見を聞いたり、実行を命じたりすることができる。

## 第5章 室長及び室長会

第21条 各学級にクラスを代表し統括する責任者として、室長を男女各1名ずつ置く。

第22条 室長会は各学年ごとに各学級の議員で構成し、互選により、各学年代表を選び、執行部に協力し学年独自の事項及び議会から付託された事項について協議実行する。

## 第6章 専門委員及び専門委員会

第23条 各学級に若干名の専門委員を置く。定員及び仕事の内容は、別のきまりで定める。

第24条 専門委員会は、各学級専門委員によって構成され、互選によってそれぞれの委員長・副委員長を選び、執行部や議会に協力し、きまりに定める事項及び議会から付託された事項について協議実行する。

## 第7章 役員・委員などの兼任の禁止

第25条 役員・室長・専門委員はこれを兼ねることができない。

## 第8章 部活動連絡会

第26条 会長と各部活動代表は、随時連絡会を開き、部活動運営・活動について全校の調整を図る。

## 第9章 顧問の先生

第27条 本会は校長によって任命された若干名の顧問の先生を置く。顧問の先生は、議会・室長会・専門委員会・その他において、直接指導助言をする。

## 第10章 会則及び諸きまりの改廃

第28条 会則の改廃は、議員の3分の2以上によって発議され、生徒全員の3分の2以上の賛成によって、職員会議を通過した後、校長の承認によって決定される。

第29条 諸きまりの改廃・追加は、第11条・第14条に準ずる。

## 第11章 補 則

第30条 本会会則は、令和5年4月1日より改正実施する。